

鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事

番 号	図 面 名 称
M - 01	管工事 特記仕様書 (1)
M - 02	管工事 特記仕様書 (2)
M - 03	管工事 特記仕様書 (3)
M - 04	付近見取図・配置図
M - 05	管工事 衛生器具表・改修前後系統図
M - 06	管工事 改修前後 1階便所平面詳細図
M - 07	管工事 改修前後 2階便所平面詳細図
M - 08	管工事 改修前後 3階便所平面詳細図
M - 09	管工事 改修前後 R階平面詳細図
M - 10	空調工事 改修前後 1階便所平面詳細図
M - 11	空調工事 改修前後 2階便所平面詳細図
M - 12	空調工事 改修前後 3階便所平面詳細図

I. 工事概要		章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項
1. 工事名称	鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事				
2. 工事場所	鳴門市撫養町大桑島				
3. 敷地面積	—				
4. 工事種目	便所改修工事 北校舎 R C造3階建て 1.2、3階便所				
5. 工事区分	管工事 1、給水設備工事 2、排水設備工事 3、衛生器具設備工事 4、換気設備工事 5、撤去工事				
II. 建築工事仕様書	項目番号に○印のついたものを適用する				
章 項 目	特 記 事 項				
1章 一般共通事項	<p>① 適用基準等</p> <p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） 建築改修工事監理指針（令和4年版） 電気設備工事監理指針（令和4年版） 機械設備工事監理指針（令和4年版） <p>② 優先順位</p> <p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 質問回答書（②から⑤に対するもの） 補足説明書 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） 図面 公共建築工事標準仕様書等 <p>③ 工事実績データの登録</p> <p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 訂正時は、適宜とする。 <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p> <p>④ 工程表</p> <p>受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後7日以内に提出すること。</p> <p>⑤ 工事の着手</p> <p>受注者は、設計図面に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。</p> <p>なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。</p> <p>⑥ 施工計画書等</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>	<p>⑧ 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。</p> <p>(2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。</p> <p>(6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者等</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンブトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についてもさなければならない。万一、損傷を与えた場合は、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。た場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p>	<p>⑪ 交通安全管理</p> <p>◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、次に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと さし枠装備車、不表示車は使用しないこと 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと <p>・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。</p> <p>(4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。</p> <p>(5) 解体前に、照明器具、変圧器及び連絡コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。</p> <p>(6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。</p> <p>(7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎アスベスト</p> <p>(1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。</p> <p>既存の分析調査結果の貸与（あや・なし）。</p> <p>(2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 調査結果は3年間保存すること。 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。 <p>◎建設リサイクル法通知済証の揭示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」揭示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p>		

訂正				作成	承認	工事名称	鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事	設計No.		図面No.	M-01
			株式会社サデザイン 鳴門事務所			図面名称	管工事 特記仕様書（1）	縮尺	NON	整理No.	実施設計図
			一級建築士 大匠登録第164276号 中野 和敏	発行							

章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項												
1章 一般共通事項	<p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサインージュによる掲示も可）すること。</p> <p>(4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バーजन材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬出したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工士の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p>	<p>⑭ 化学物質を発生する建築材料等</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4)塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、学校・施設管理者と協議の上決定すること。 ・騒音の出る工事は原則として学校休日とするが、学校・監督員と協議すること。 ・また、人員配置及び施工計画を綿密に行い遅滞のないようにつとめること。 ・施設の使用に影響のある騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。 ・また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・前面道路は通学路であるため、学校が指示する時間帯は工事車両の通行をしないこと。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に学校・施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・本工事は夏休みに入ってから工事を開始すること。 ・施工順序は学校・施設管理者と協議の上決定すること。 ・本工事期間中も施設は使用するので、通路を確保すると共に、工程の協議を行うものとする。 ・工事の施工に当たっては交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、横仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又はまちづくり課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総発第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。</p> <p>また、受注者は、市の徴税員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p>	<p>⑮ 施工</p> <p>◎施工現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。</p> <p>(1)区画線工事、舗装工事、構設設置工事、照明灯工事 (2)当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。</p> <p>また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受けて試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎提出書類 ・竣工図（製本3部（うち一部縮小版）、電子データ1部） ・工事写真（写真帳2部（ 着事前 ・ 工事中 ・ 竣工 ）, 電子データ1部） ・使用材料一覧表（ 1部, うち電子データ1部） ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面（原因貸与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式及びDXF形式又はJWW形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁官庁審議部「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に（よる）よらないものとする。</p> <p>◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用（完了検査手数料等）については、請負者の負担とする。</p> <p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事</p> <p>(3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p> <p>(1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届けなければならない。</p> <p>(2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関する下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事完成しないことと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に「工期延長の請求を行わなければならない。」</p> <p>(5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に「工期延長の請求を行わなければならない。」</p>	区 分	サイ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ						
区 分	サイ ズ																
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ																
⑬ 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎横仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p>	<p>⑯ 建設機械等</p>	<p>⑰ 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除</p>														
訂正		株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬	作成 承認 発行	<table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td colspan="2">鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事</td> </tr> <tr> <td>設計No.</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>図面名称</td> <td>管工事 特記仕様書（2）</td> <td>縮尺</td> </tr> <tr> <td>整理No.</td> <td>NON</td> <td></td> </tr> </table>	工事名称	鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事		設計No.			図面名称	管工事 特記仕様書（2）	縮尺	整理No.	NON		<p>M-02</p> <p>実施設計図</p>
工事名称	鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事																
設計No.																	
図面名称	管工事 特記仕様書（2）	縮尺															
整理No.	NON																

2章 管工事

1. 特記事項

- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 (1) 4.1.3)
- 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕 (2) 2.6.1、(2) 2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても、吊り又は支持を行い、管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は、管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。(標仕 (2) 2.7.1、監理指針 (2) 2.7.1)
- 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には、再生クラッシュランをやりかたにない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、砂の類で管の周囲を埋め戻し、十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。(標仕 (2) 2.7.1、監理指針 (2) 2.7.1)
- 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する。
- 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS 10kgf/cm²とし、高置水槽以降の配管に使用するものは JIS5kgf/cm²とする。但し特記部分は JIS 10kgf/cm²とする。
- 保温工事種別は、給水管、排水管及び給湯管については、原則としてグラスウール保温材とする。給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保温材とする。ただし、耐火二層管は保温を行わない。
- 消火管の屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保温材により保温を行う。
- 給水管配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)とし、屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等は、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき仕上げとする。
- あと施工アンカーボルトは、原則としておねじ形メカニカルアンカー又は樹脂製アンカーとし、屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)とする。
- 次に指定する部分以外の露出する配管、ダクト、支持金物、架台のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。(○一般室、廊下等 ・屋外 ・)
- 水圧試験、満水試験、気密試験等を配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う。(標仕(2) 2.9.1)
- 衛生器具をコンクリート及びコンクリートブロック壁面に取り付けする場合は、エキスパンションボルトを使用する。(標仕(5) 2.1.1)
- 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付けする場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。(監理指針 (5) 2.1.1)
- 洗面器類の排水トラップと銅管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる。
- 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 (1) 1.7.4)
なお、屋外及び水気のある場所では、塗装書きとする。表示札については、合成樹脂製等とし、屋外及び水気のある場所(弁室内等を含む)では、エッチング文字等とする。
- 掘削作業に際して、事前に当該作業範囲内の埋設物、特に電力、通信、ガス及び水道等の埋設経路の調査を行う。
- 機材の検査に伴う試験のうち、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2)を参考とする。
- 屋内露出の給水管、消火管は指定色塗装仕上げとする。

3章 使用材料

1. 使用材料

○ 給水管	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	(JIS K 6742)	H I V P
○ 排水・通気管	硬質塩化ビニル管	(JIS K 6741)	V P
○ 排水・通気管	耐火二層管(内管V P)		T M P
○ 給湯管	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管	(JWWA K 140)	H T L P
○ ガス管	配管用炭素鋼管(白)	(JIS G 3452)	S G P

4章 機材等指定

1. 機材等指定

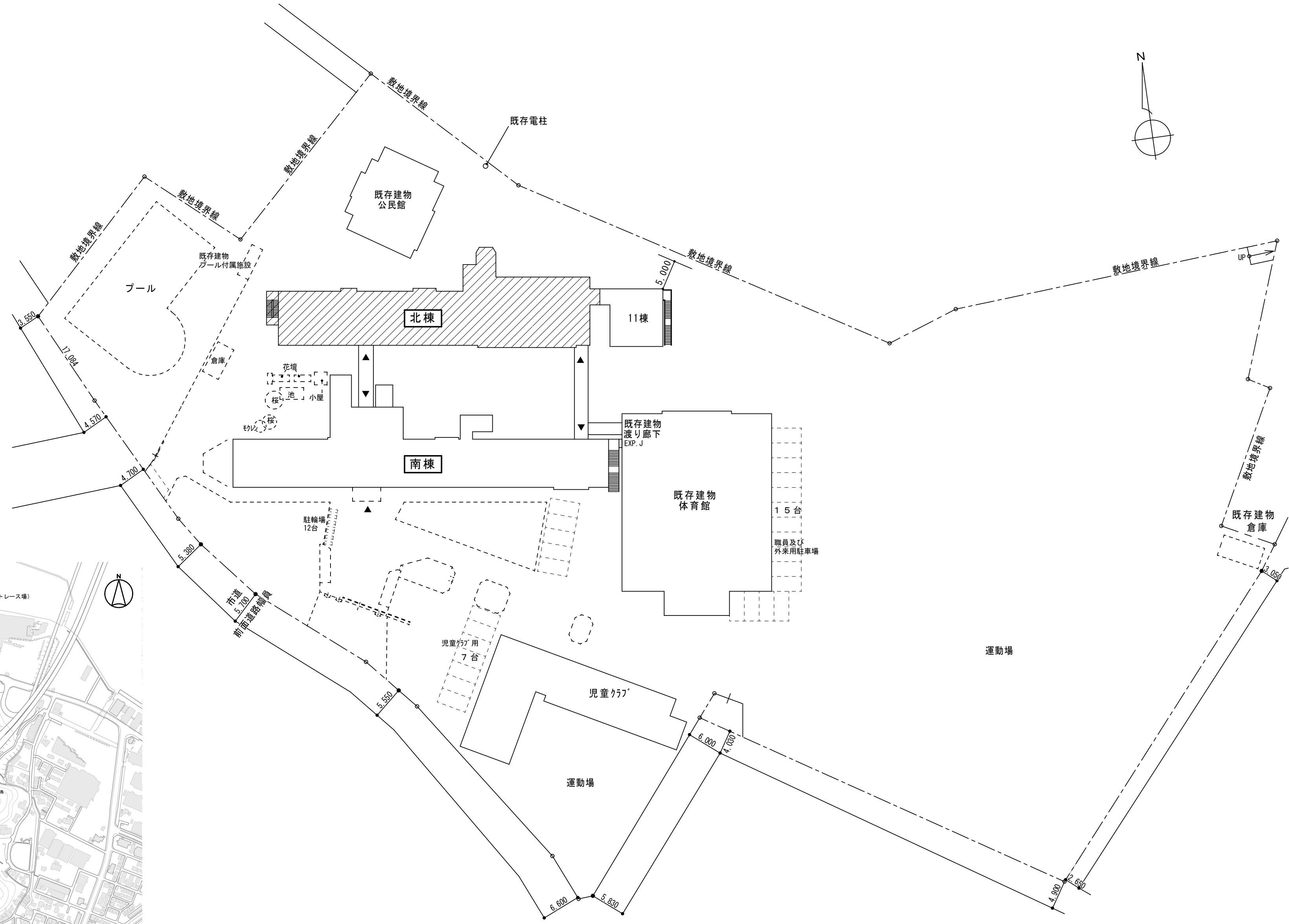
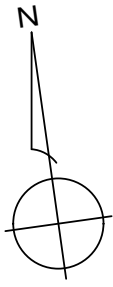
本工事に使用する機材等は下表による。(○印のある項目について適用する)		
機材名	製造業者名	
○ 排水金物	カネソウ機、機小島製作所、ダイドレ機、機中部コーポレーション、機長谷川鑄工所、福西鑄物機	
○ 蓋(鑄鉄製)	同上の他 機一中、伊藤鉄工機、機) 工技研究所、昭和機器機、第一機材機、大和重工機	
	友鉄工業機、二宮産業機、機ニ ム ラ、北勢工業機	
○ 衛生陶器	J I Sマーク表示品	
○ 弁類	J I Sマーク表示品	

5章 空調工事

1. 特記事項

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕 (2) 2.6.1、(2) 2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても、吊り又は支持を行い、管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- ・ 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は、管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。(標仕 (2) 2.7.1、監理指針 (2) 2.7.1)
- ・ 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には、再生クラッシュランをやりかたにない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、砂の類で管の周囲を埋め戻し、十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。(標仕 (2) 2.7.1、監理指針 (2) 2.7.1)
- ・ 弁類は JIS 5kgf/cm²とする。但し特記部分は JIS 10kgf/cm²とする。
- ・ 保温工事種別は原則として、グラスウール保温材とする。ただし、厨房排気ダクトについてはロックウール保温材とする。また、耐火二層管は保温を行わない。
- ・ スリーブ材料については、(標仕(2) 2.2.27、監理指針(2) 2.2.23)による。貫通部の処理については、(標仕(2) 2.8.1、標準図施工1、監理指針 (2) 2.8.1)による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
- ・ ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)とし、屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等は、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき仕上げとする。
- あと施工アンカーボルトは、原則としておねじ形メカニカルアンカー又は樹脂製アンカーとし、屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)とする。
- 次に指定する部分以外の露出する配管、ダクト、支持金物、架台のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。(○一般室、廊下等 ・屋外 ・)
- ・ 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。
- ・ 次に指定する部分の露出する電線管は塗装を行う。(○一般室、廊下等 ・屋外 ・)
- ・ 亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調査ペイント2回塗りとする。
- 水圧試験、満水試験、気密試験等を配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う。(標仕(2) 2.9.1)
- ・ 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 (1) 1.7.4)
なお、屋外及び水気のある場所では、塗装書きとする。表示札については、合成樹脂製等とし、屋外及び水気のある場所(弁室内等を含む)では、エッチング文字等とする。
- ・ 掘削作業に際して、事前に当該作業範囲内の埋設物、特に電力、通信、ガス及び水道等の埋設経路の調査を行う。
- 機材の検査に伴う試験のうち、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- ・ 冷媒管に使用する断熱材被覆銅管の保温厚は、原則としてガス管は20mm、液管は10mm以上とする。(監理指針<2> 3.1.4)
- 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2)を参考とする。
- ・ 低圧屋内配線、弱電流電線について、絶縁抵抗測定を行う。

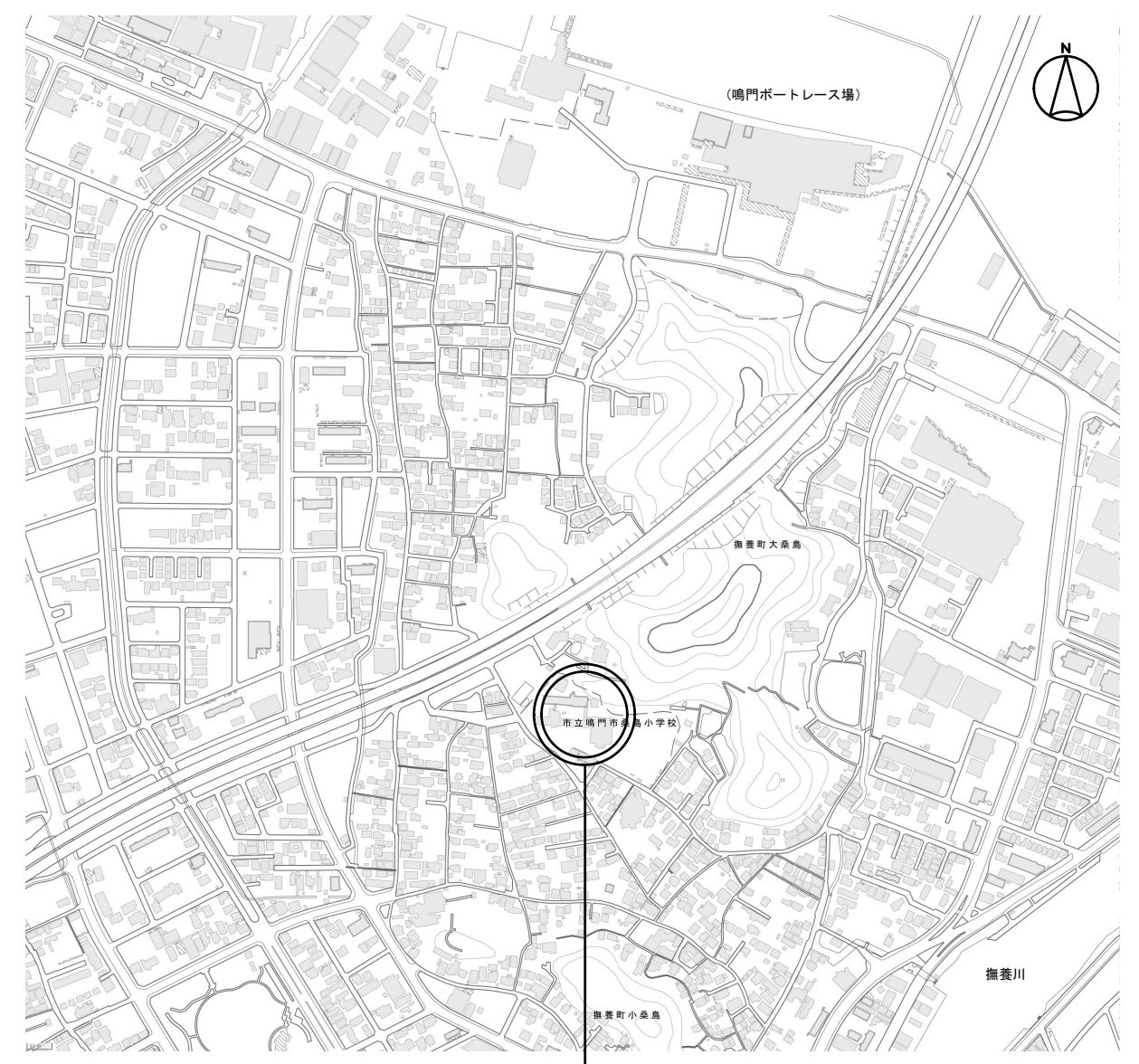
訂正	作成	承認	工事名称	設計No.	M-03 実施設計図
	発行		図面名称	縮尺	
	株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬		鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事 管工事 特記仕様書(3)	整理No.	
			縮尺	NON	



▲ : 生徒及び職員の出入り口

配置図

付近見取図



工事場所：鳴門市桑島小学校
鳴門市撫養町大桑島与三左谷 6

訂正	株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏	作成	承認	工事名称 鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事	設計No.	図面No.
		発行			図面名称 付近見取図・配置図	幅尺 1:500
				M-04 実施設計図

衛生器具表

注) 衛生器具品番は、便宜上TOTO(株)品番を使用しており、電気消費電力は参考値である。

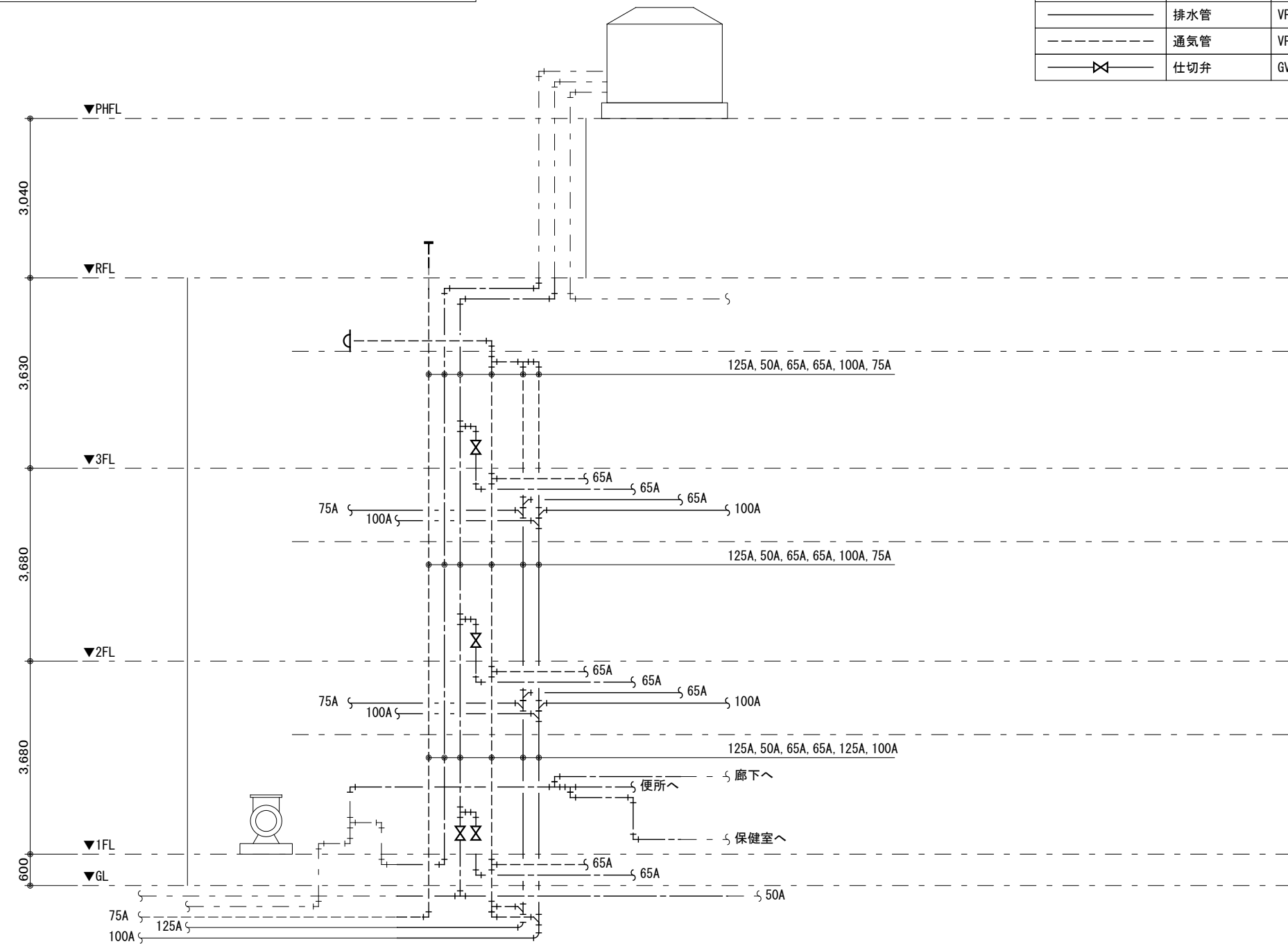
名称	品番	附属品	北校舎						合計	
			1階		2階		3階			
			女子便所	男子便所	女子便所	男子便所	女子便所	男子便所		
洋風便器(FV・温水洗浄便座)	C426R	TV550S, TSF100AR, T82CR32, TCF6622, TH343R, HP4307, T53DN, YH701 (100V 318W)	FV、FV配管セット、大便器用パッド、温水洗浄便座、接続金具、床排水フランチ、大便器取付木ねじ、棚付二連紙巻器	1	1	1	1	1	1	6
洋風便器(FV・暖房便座)	C426R	TV550S, TSF100AR, T82CR32, TCF116, HP4307, T53DN, YH701 (100V 52W)	FV、FV配管セット、大便器用パッド、暖房便座、床排水フランチ、大便器取付木ねじ、棚付二連紙巻器	3	1	3	1	3	1	12
壁掛小便器	UFS900R	US900R, HP900D (100V 1W)	自動FV、パッドハンガー		4		4		4	12
壁掛洗面器	LSA125BN	T6PM16, TENA125A, TL125D (100V 5W)	自動水栓、床排水	2	2	2	2	2	2	12
掃除用流し	SK22A	T23AEQ20C, T37SGEP, TN114, T9R, TK22	横水栓、床排水金具、アングル形止水栓、パッドハンガー、リムカバー	1	1	1	1	1	1	6
大便器用手すり	TS134GLCY7S	T110D28	固定金具	1	1	1	1	1	1	6
小便器用手すり	T112CU22	T110D3R	固定金具		1		1		1	3
化粧鏡	YM3045A	角形300x450		2	2	2	2	2	2	12

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外を示す。
- 特記なき器具・配管は撤去を示す。但し埋設配管は残置とする。

配管材リスト

記号	用途	種類
———	給水管	SGP
———	排水管	VP
———	通気管	VP
⊗	仕切弁	GV(5k)



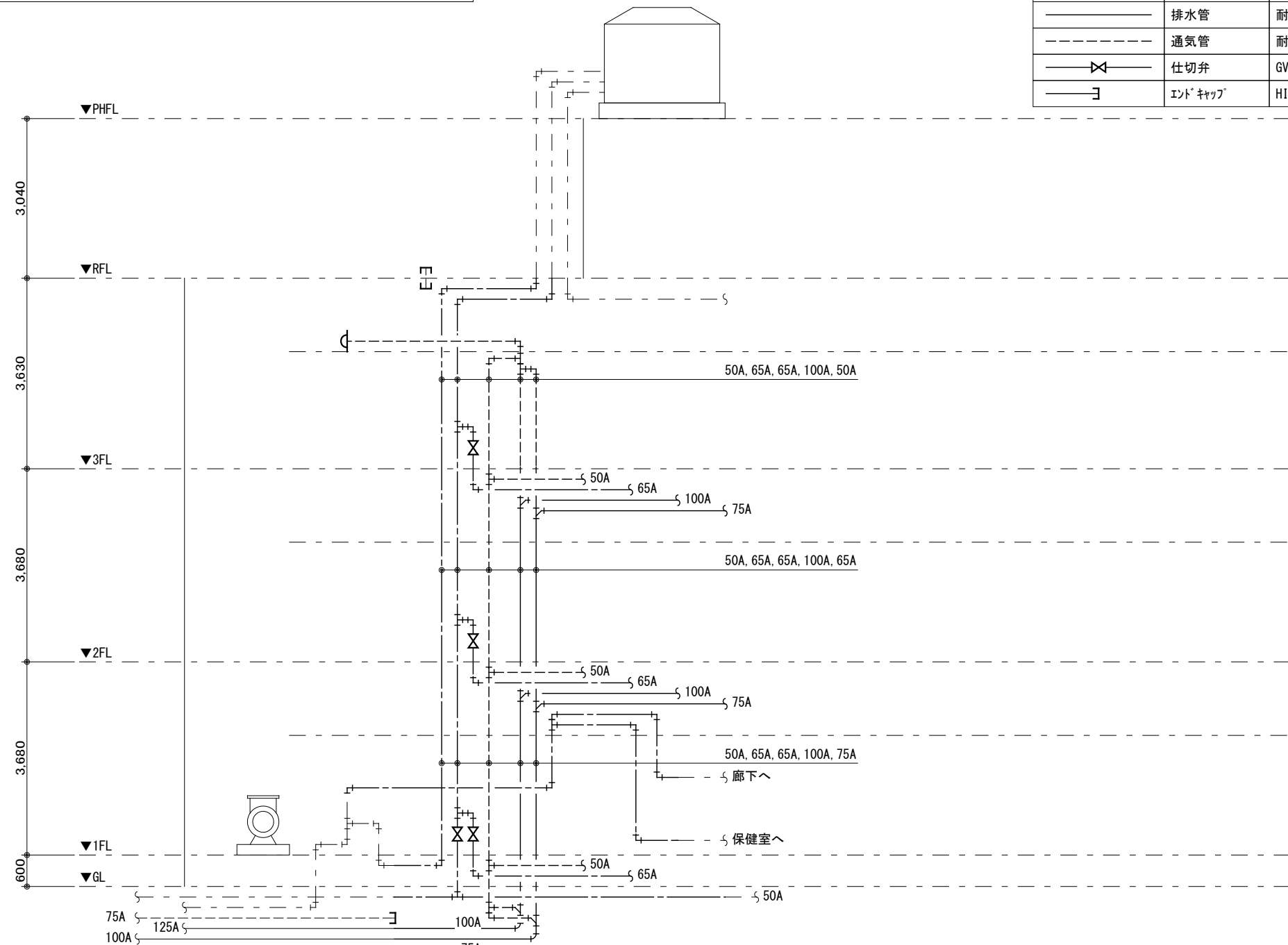
改修前 系統図

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外を示す。
- 特記なき器具・配管は新設を示す。

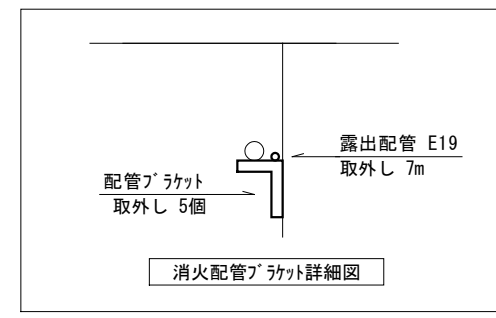
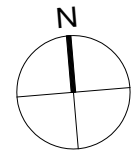
配管材リスト

記号	用途	種類
———	給水管	H1VP
———	排水管	耐火2層VP(TMP)
———	通気管	耐火2層VP(TMP)
⊗	仕切弁	GV(5k)
⌋	エンドキャップ	H1VP

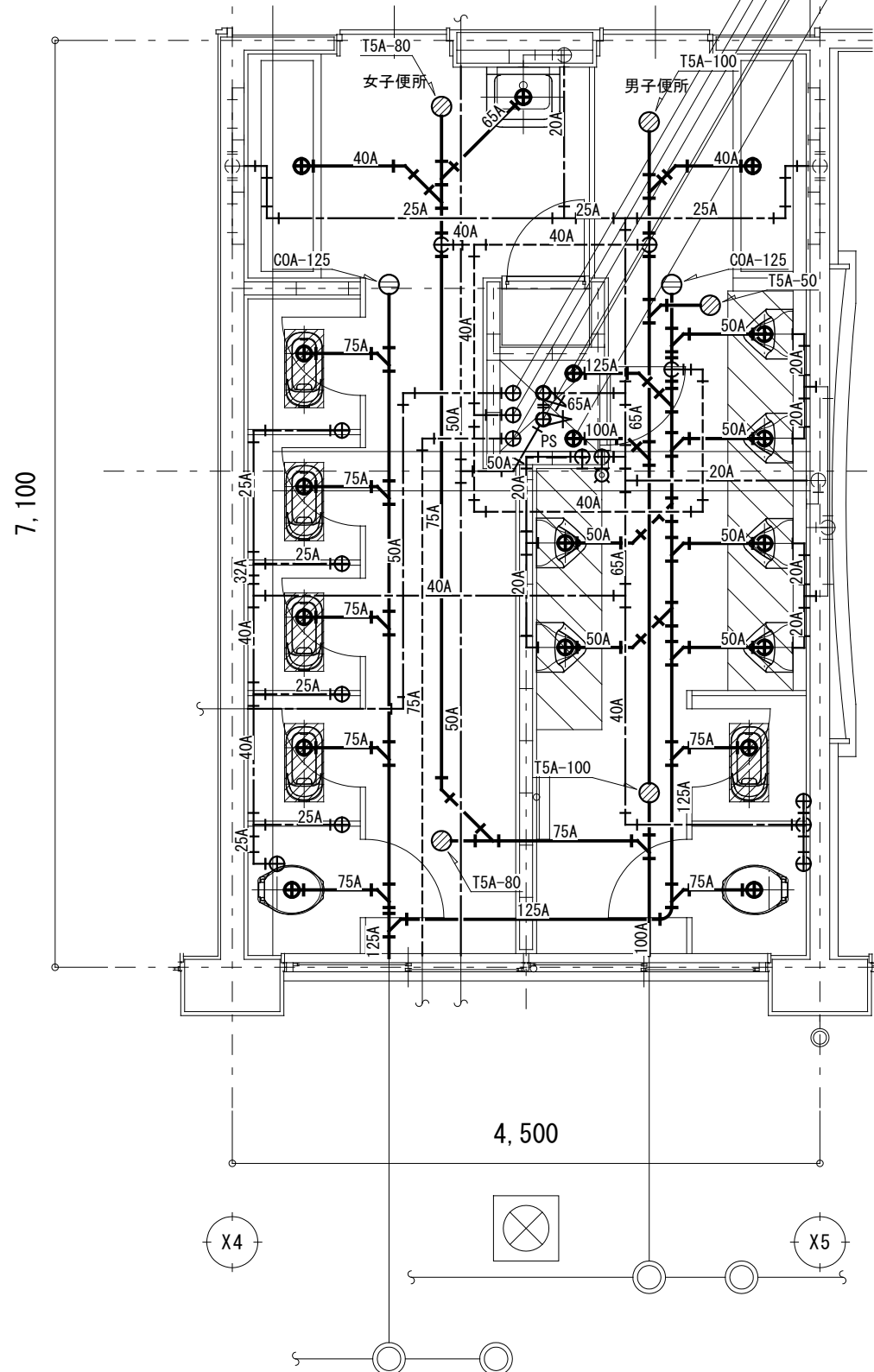


改修後 系統図

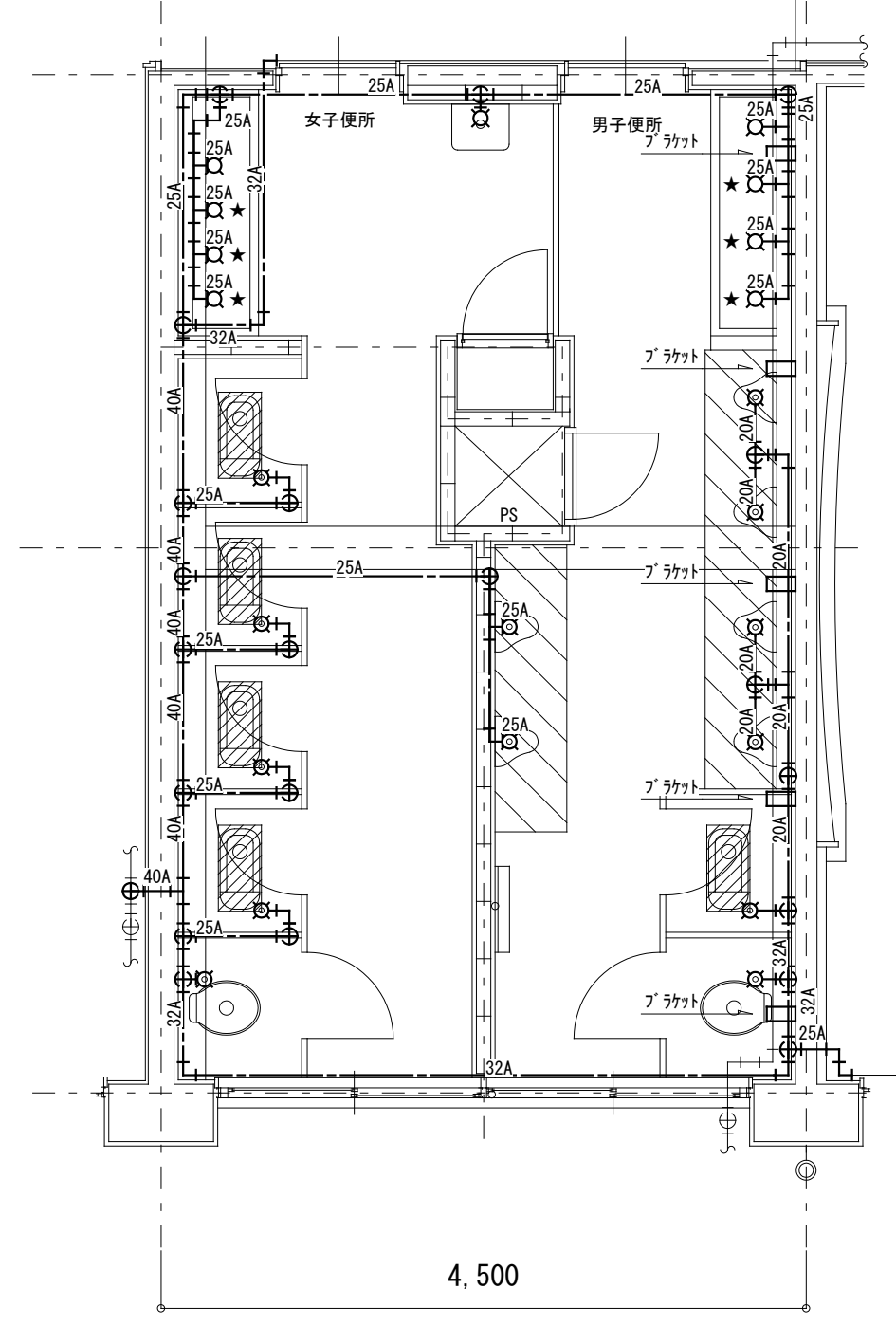
訂正	作成	承認	工事名称	設計No.	図面No.
	発行		鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事		
	一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬		図面名称	縮尺	M-05 実施設計図
			管工事 衛生器具表・改修前後系統図	NON	



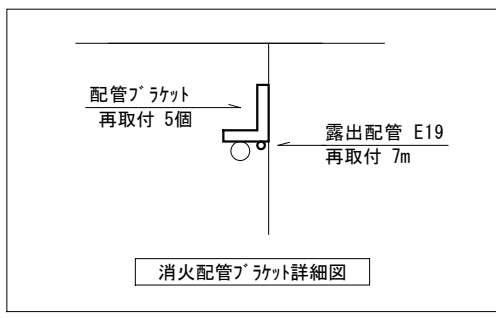
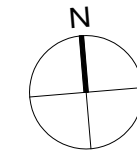
50A, 65A, 125A, 65A, 125A, 100A



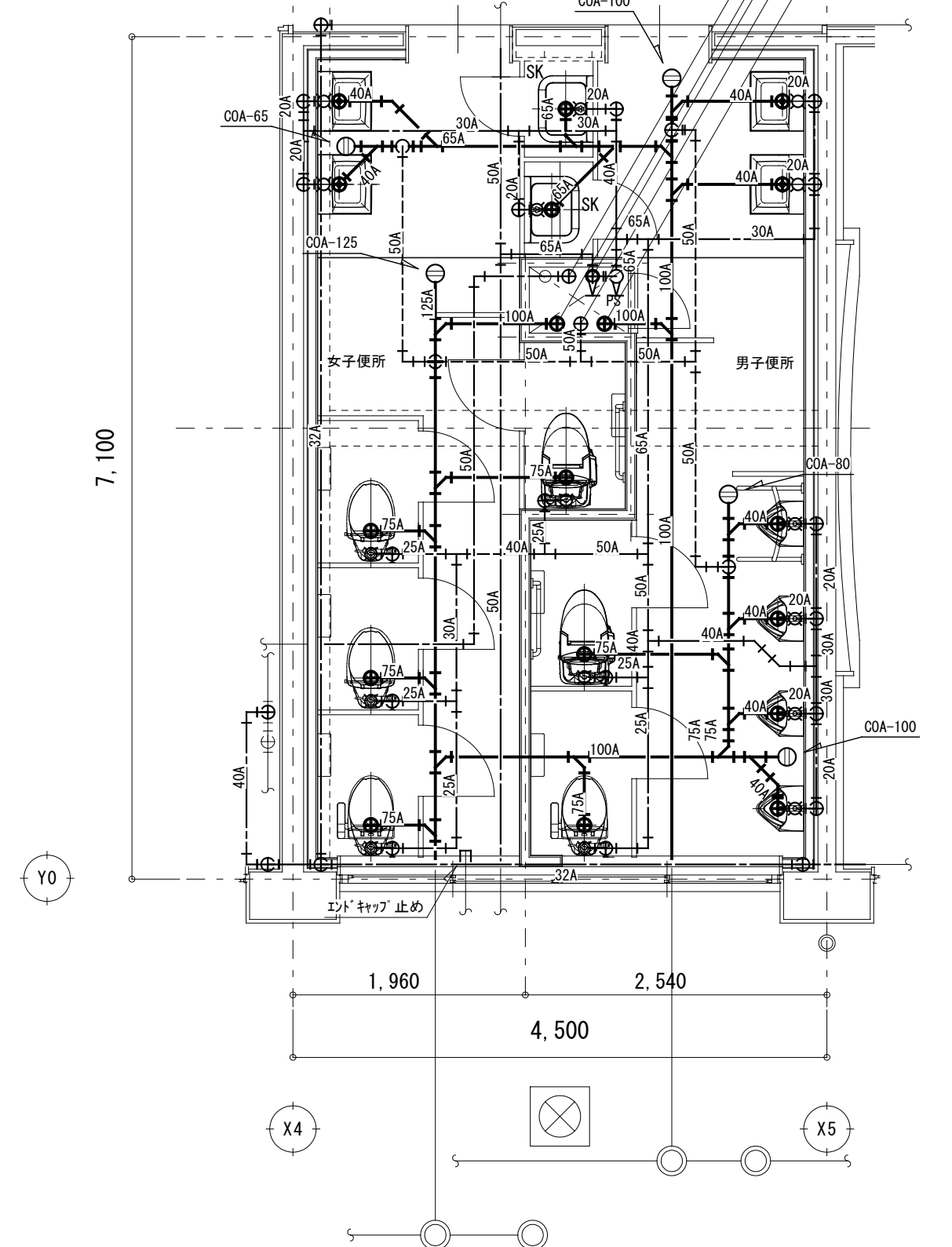
改修前 1階便所廻り 平面詳細図 S=1/50



改修前 1階便所廻り 露出配管平面詳細図 S=1/50

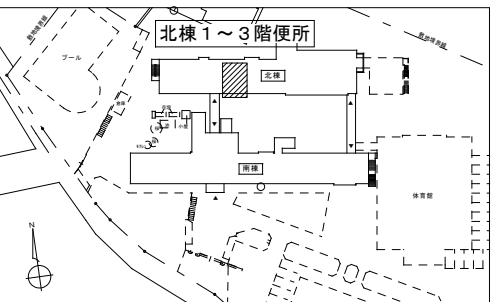


50A, 100A, 65A, 65A, 75A



改修後 1階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

キーplan



女子便所 (撤去)		男子便所 (撤去)	
洋風便器	1	洋風便器	1
和風大便器	4	和風大便器	1
掃除用流し	1	ｽﾄｰﾑ小便器	6
横水栓	2	横水栓	2
女子便所 (取外し)		男子便所 (取外し)	
自動水栓	3	自動水栓	3

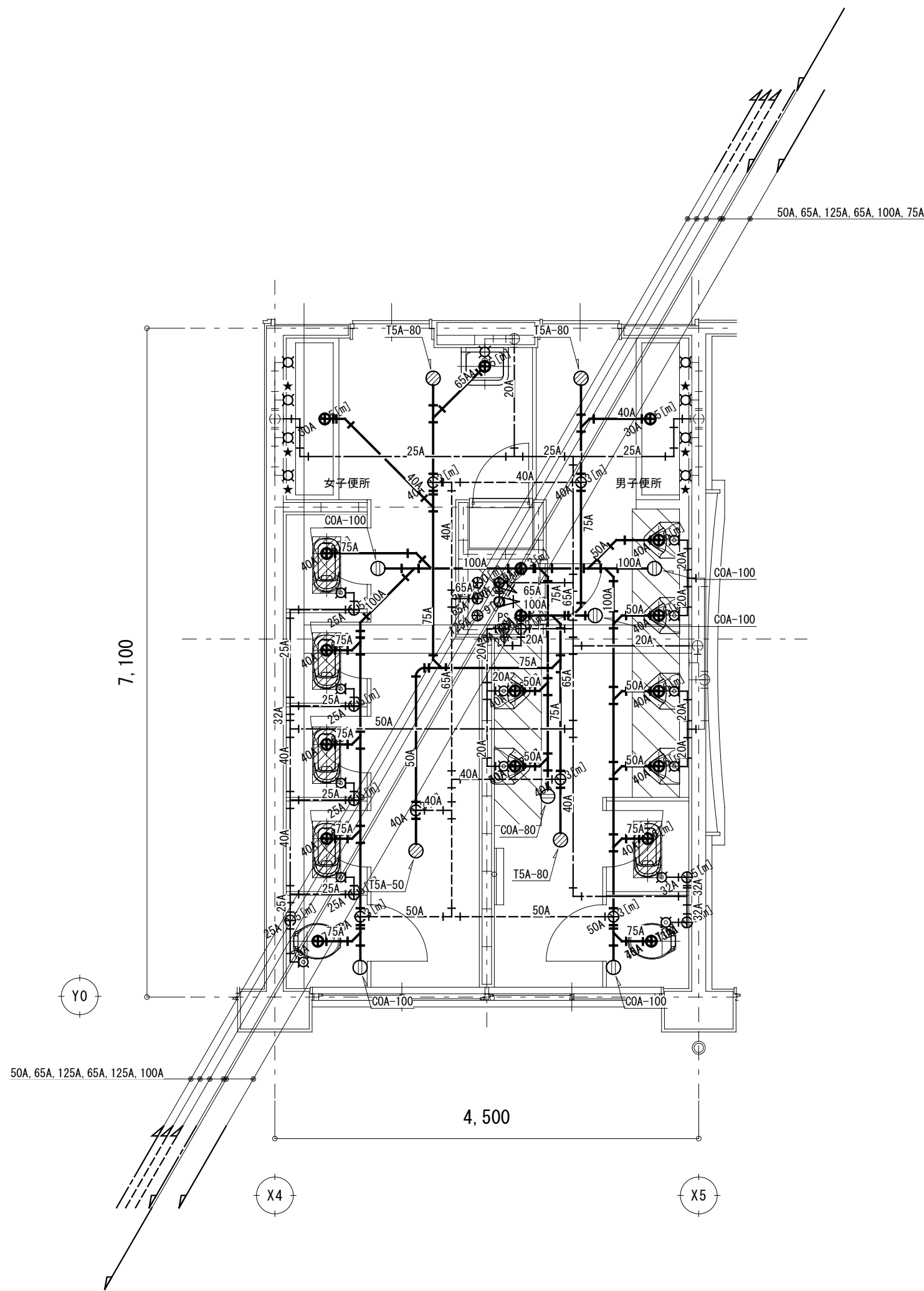
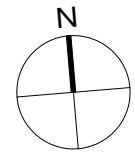
注記

1. 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外を示す。
2. 特記なき器具・配管は撤去を示す。但し埋設配管は残置とする。
3. ★は器具の取外しを示す。
4. 取外した器具の保管場所については協議を行うこと。
5. 露出配管は鋼管とする。
6. 既設ｽﾀﾌﾞ貫通口は穴埋め補修を行うこと。

注記

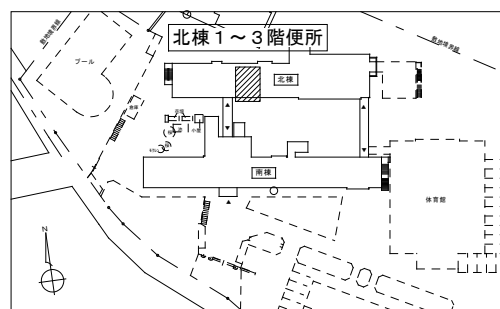
1. 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外を示す。
2. 特記なき器具・配管は新設を示す。

訂正	株式会社サデザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬		作成	承認	工事名称 鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事	設計No.	M-06 実施設計図
			発行		図面名称 管工事 改修前後 1階便所平面詳細図	縮尺 1:50	



改修前 2階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

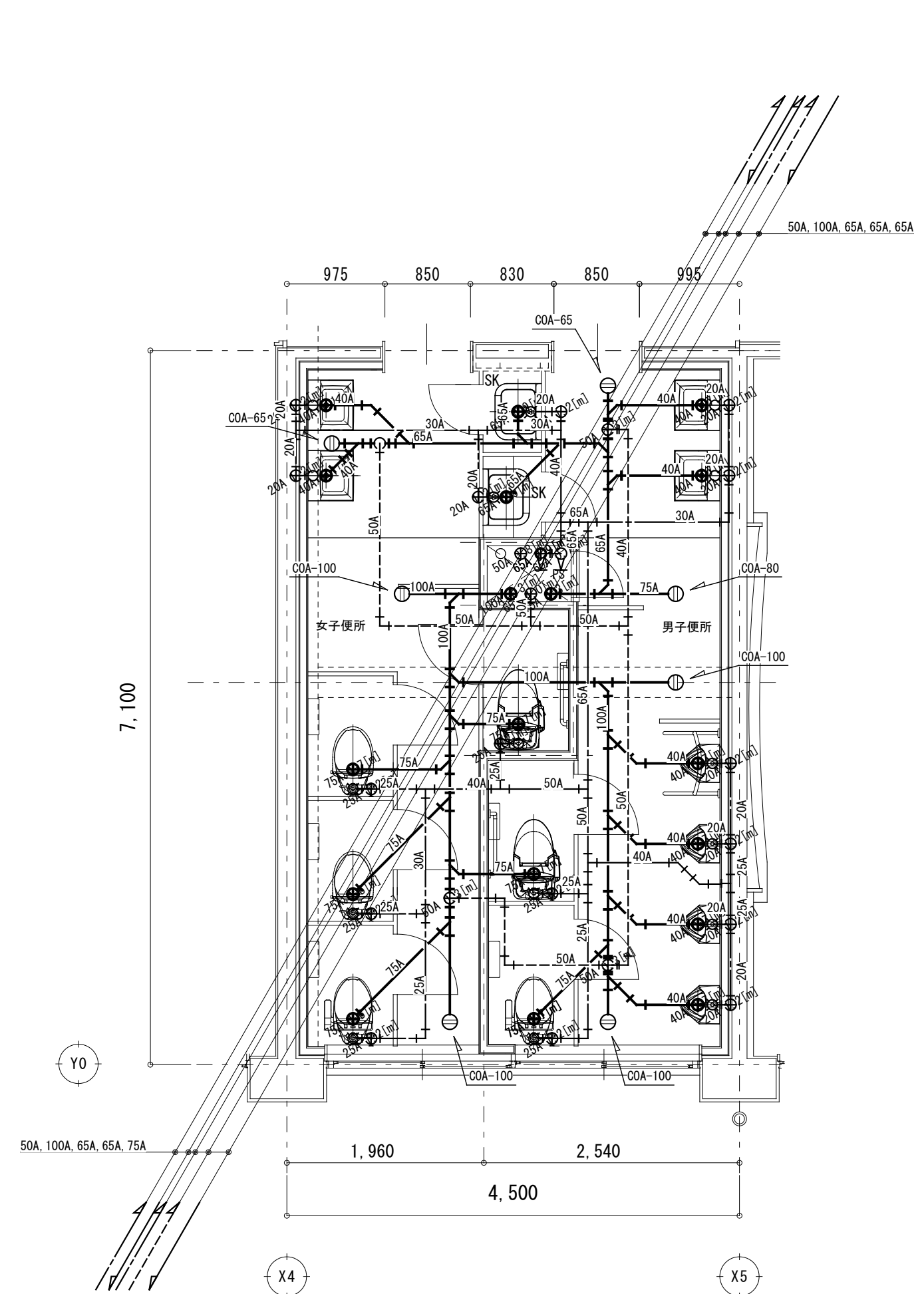
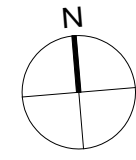
キープラン



女子便所(撤去)		男子便所(撤去)	
洋風便器	1	洋風便器	1
和風大便器	4	和風大便器	1
掃除用流し	1	ｽﾄｰﾙ小便器	6
横水栓	2	横水栓	1
女子便所(取外し)		男子便所(取外し)	
自動水栓	3	自動水栓	3

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外を示す。
- 特記なき器具・配管は撤去を示す。但し埋設配管は残置とする。
- 既設ｽﾌﾟ 貫通孔は穴埋め補修を行うこと。
- ★は器具の取外しを示す。
- 取外した器具の保管場所については協議を行うこと。



改修後 2階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

配管貫通孔リスト

給水	φ 50x16	φ 100x 3
排水	φ 100x 6	φ 150x 5
汚水	φ 100x 5	φ 150x11
通気	φ 100x 1	

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外を示す。
- 特記なき器具・配管は新設を示す。
- ｽﾌﾟ 貫通はｽﾌﾟ 貫通孔リスト参照のこと。
- ｽﾌﾟ 貫通孔は穴埋め補修を行うこと。

訂正

株式会社歩デザイン 鳴門事務所
一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬

作成
発行

承認

工事名称
鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事

図面名称
管工事 改修前後 2階便所平面詳細図

縮尺
1:50

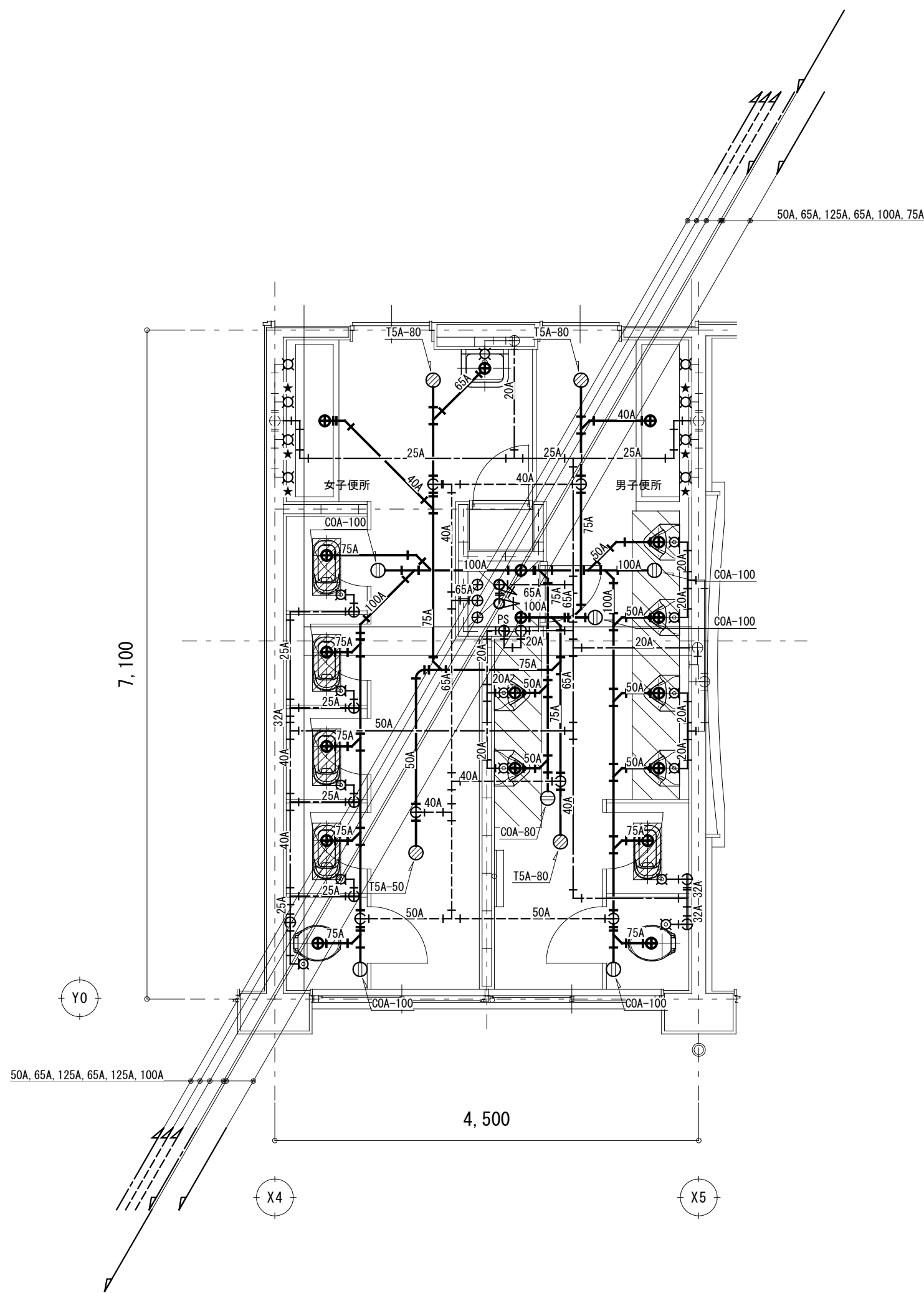
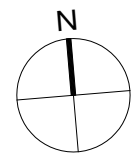
設計No.

整理No.

図面No.

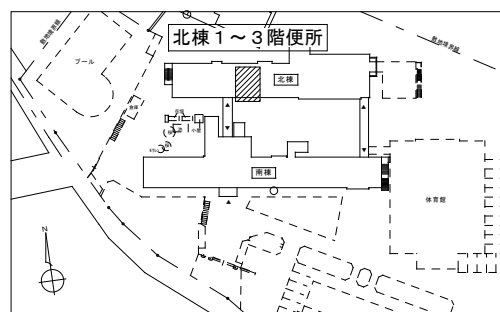
M-07

実施設計図



改修前 3階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

キーPLAN

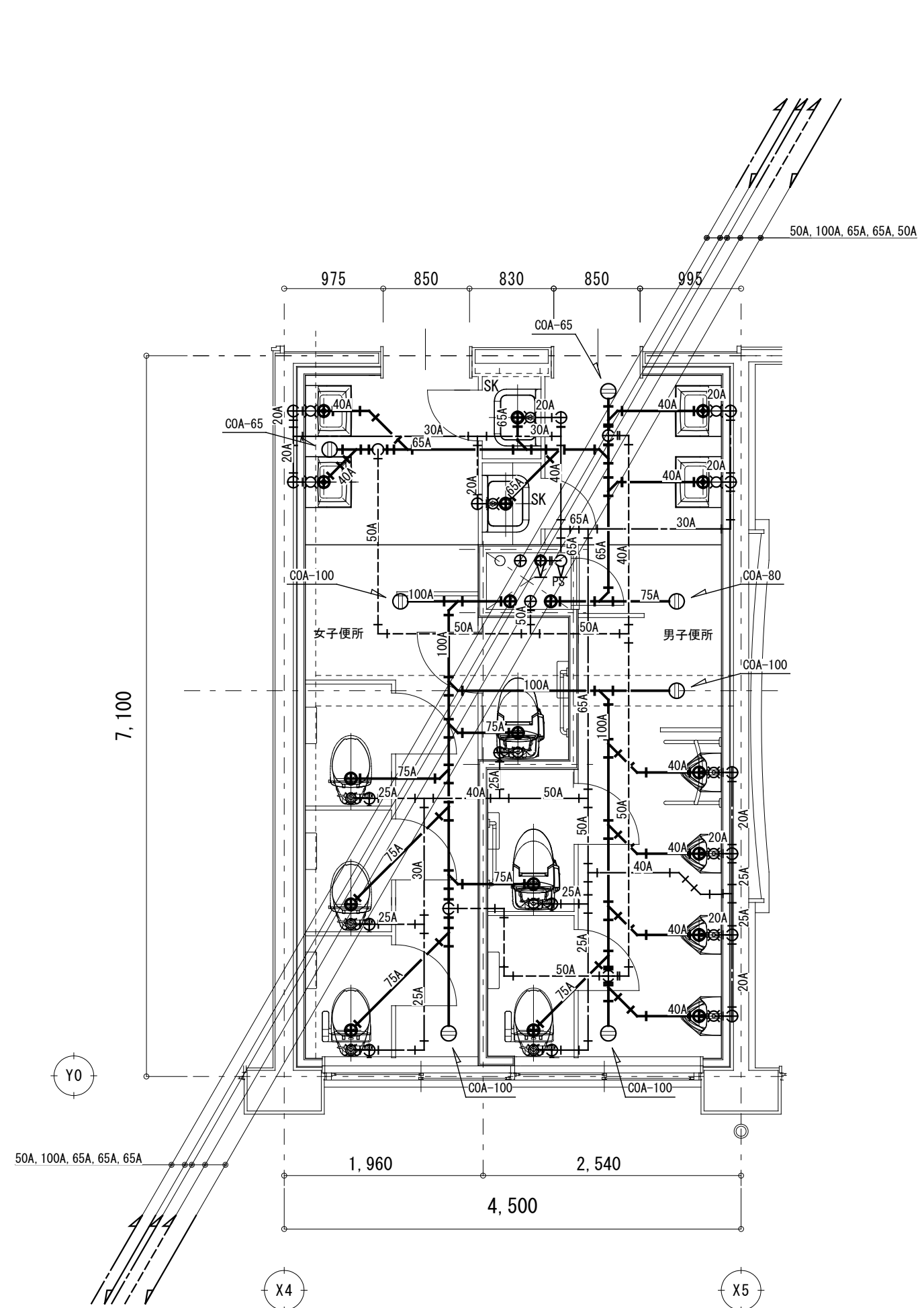
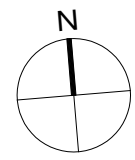


女子便所(撤去)		男子便所(撤去)	
洋風便器	1	洋風便器	1
和風大便器	4	和風大便器	1
掃除用流し	1	ｽﾄｰﾙ小便器	6
横水栓	2	横水栓	1

女子便所(取外し)		男子便所(取外し)	
自動水栓	3	自動水栓	3

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外を示す。
- 特記なき器具・配管は撤去を示す。但し埋設配管は残置とする。
- 既設ｽﾌﾟ 貫通孔は穴埋め補修を行うこと。
- ★は器具の取外しを示す。
- 取外した器具の保管場所については協議を行うこと。



改修後 3階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

配管貫通孔リスト

給水	φ 50x16	φ 100x 3
排水	φ 100x 6	φ 150x 5
汚水	φ 100x 5	φ 150x11
通気	φ 100x 1	

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外を示す。
- 特記なき器具・配管は新設を示す。
- ｽﾌﾟ 貫通はｽﾌﾟ 貫通孔リスト参照のこと。
- ｽﾌﾟ 貫通孔は穴埋め補修を行うこと。

訂正

株式会社歩デザイン 鳴門事務所
一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬

作成
発行

承認

工事名称
鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事

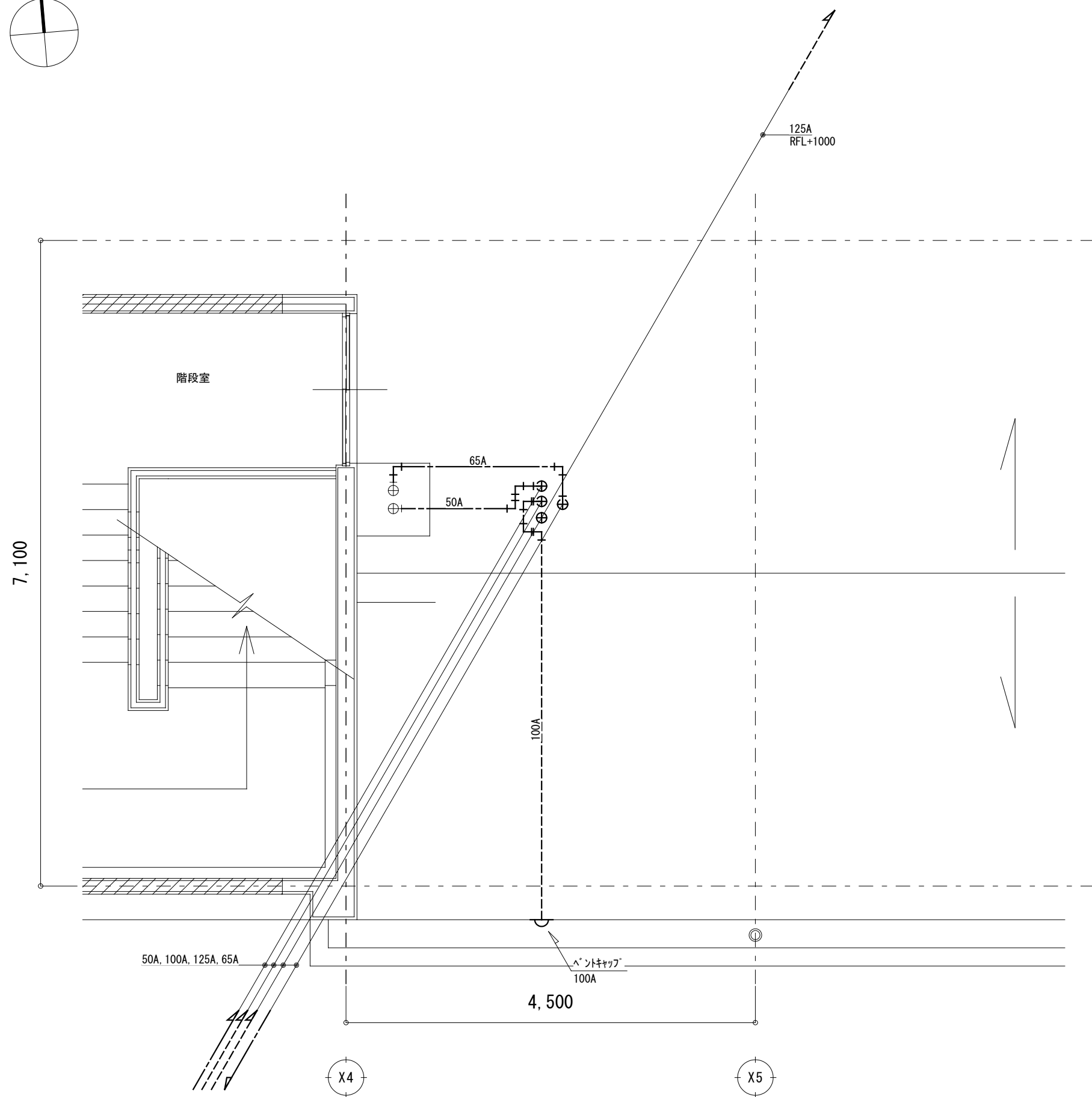
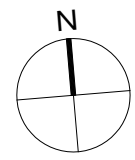
図面名称
管工事 改修前後 3階便所平面詳細図

縮尺
1:50

設計No.

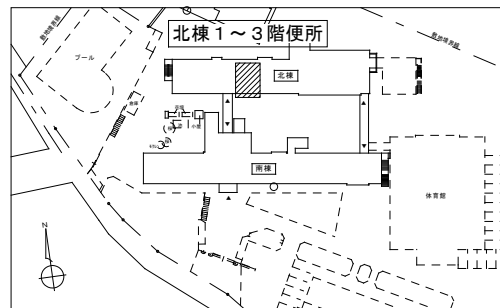
整理No.

図面No.
M-08
実施設計図



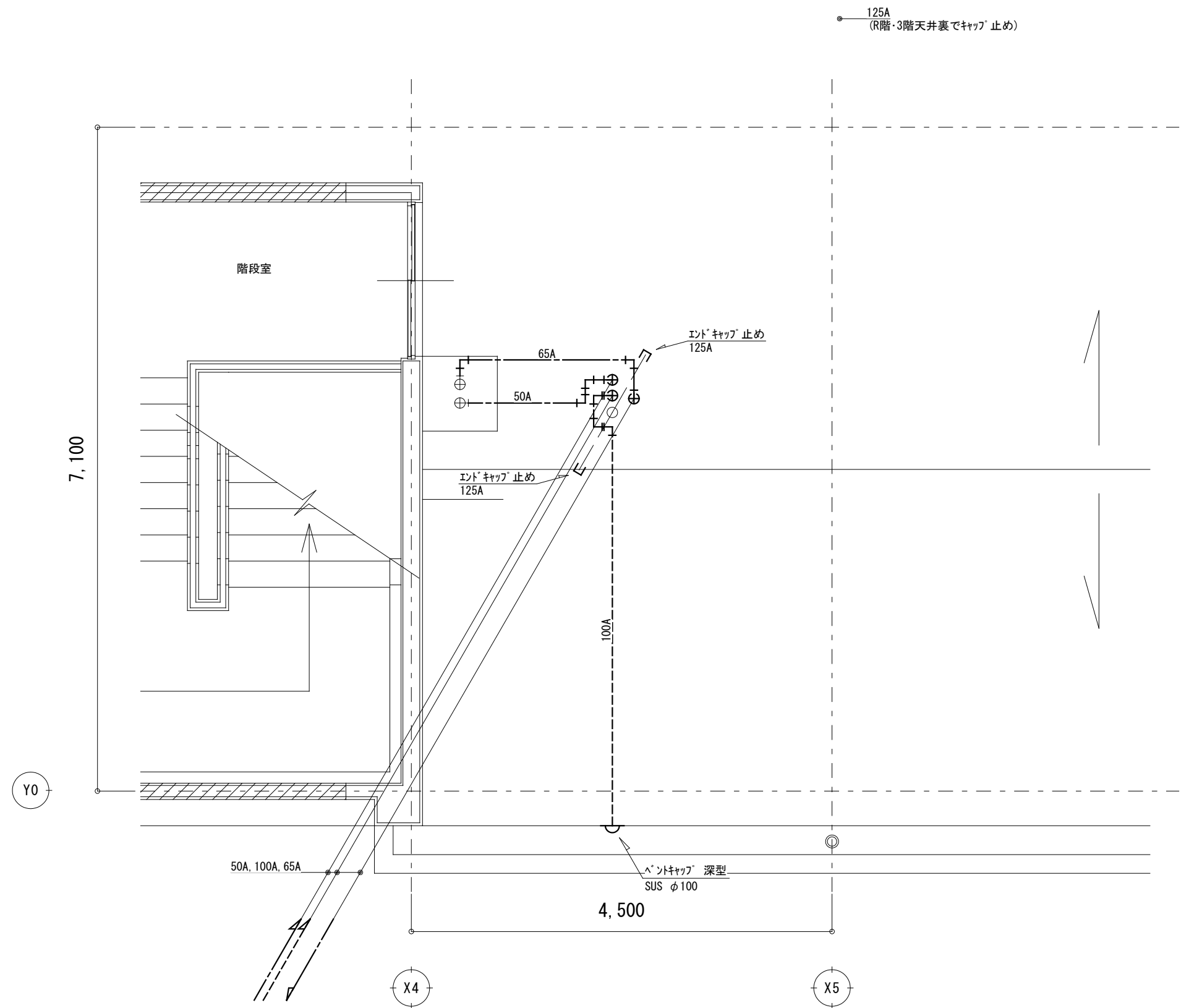
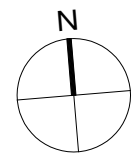
改修前 R階 平面詳細図 S=1/50

キーPLAN



注記

1. 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外を示す。
2. 特記なき器具・配管は撤去を示す。但し埋設配管は残置とする。
3. 既設スガ貫通口は穴埋め補修を行うこと。



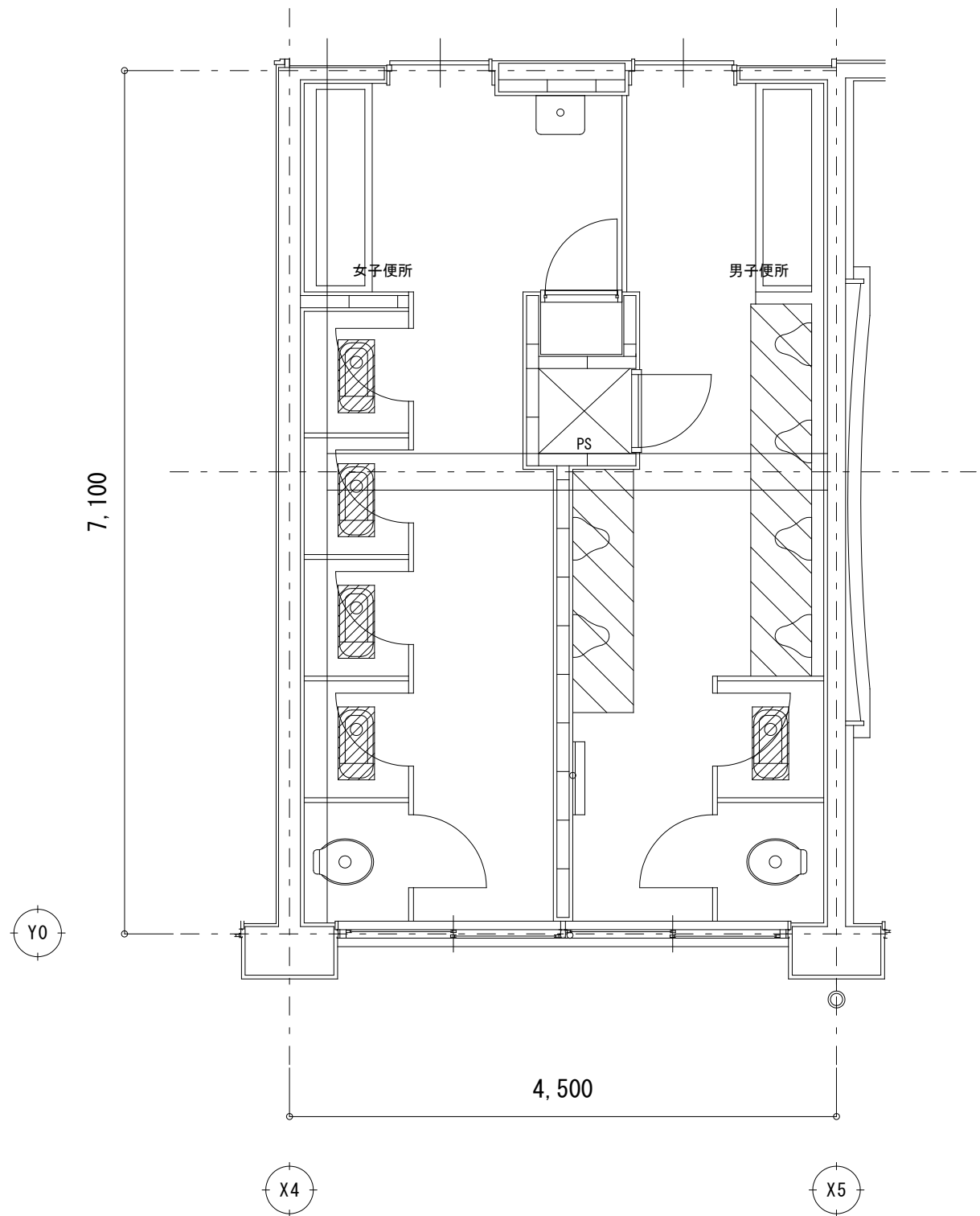
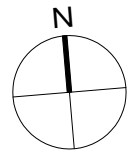
改修後 R階 平面詳細図 S=1/50

注記

1. 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外を示す。
2. 特記なき器具・配管は新設を示す。
3. スガ貫通口は穴埋め補修を行うこと。

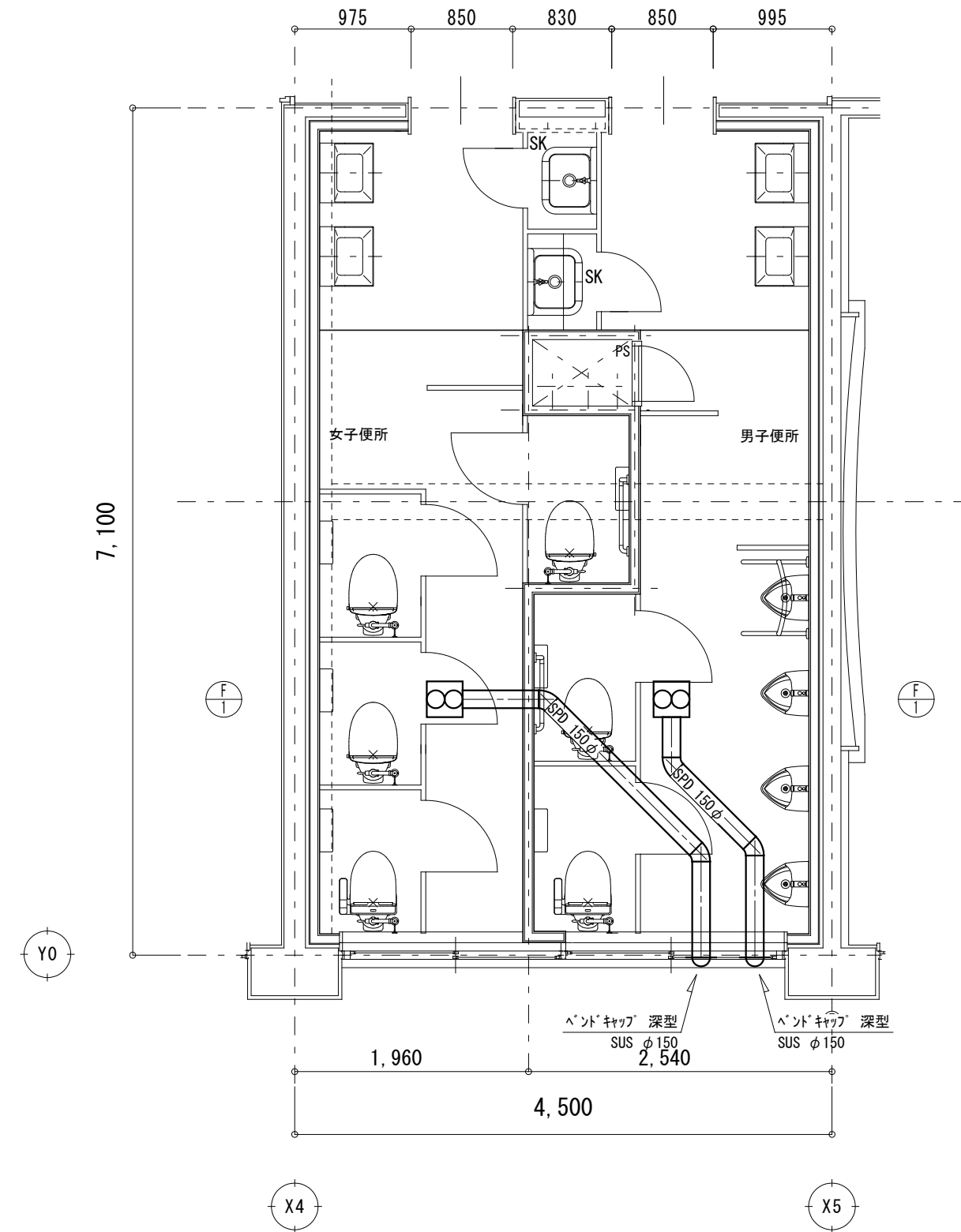
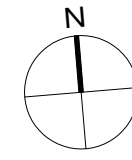
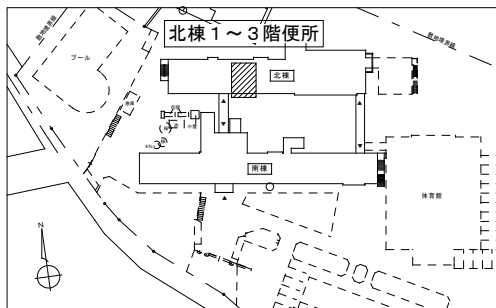
訂正					
----	--	--	--	--	--

株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬	作成 .	承認 .	工事名称 鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事	設計No.	図面No. M-09
	発行 .		図面名称 管工事 改修前後 R階平面詳細図	縮尺 1:50	整理No. 実施設計図



改修前 1階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

キーplan



改修後 1階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

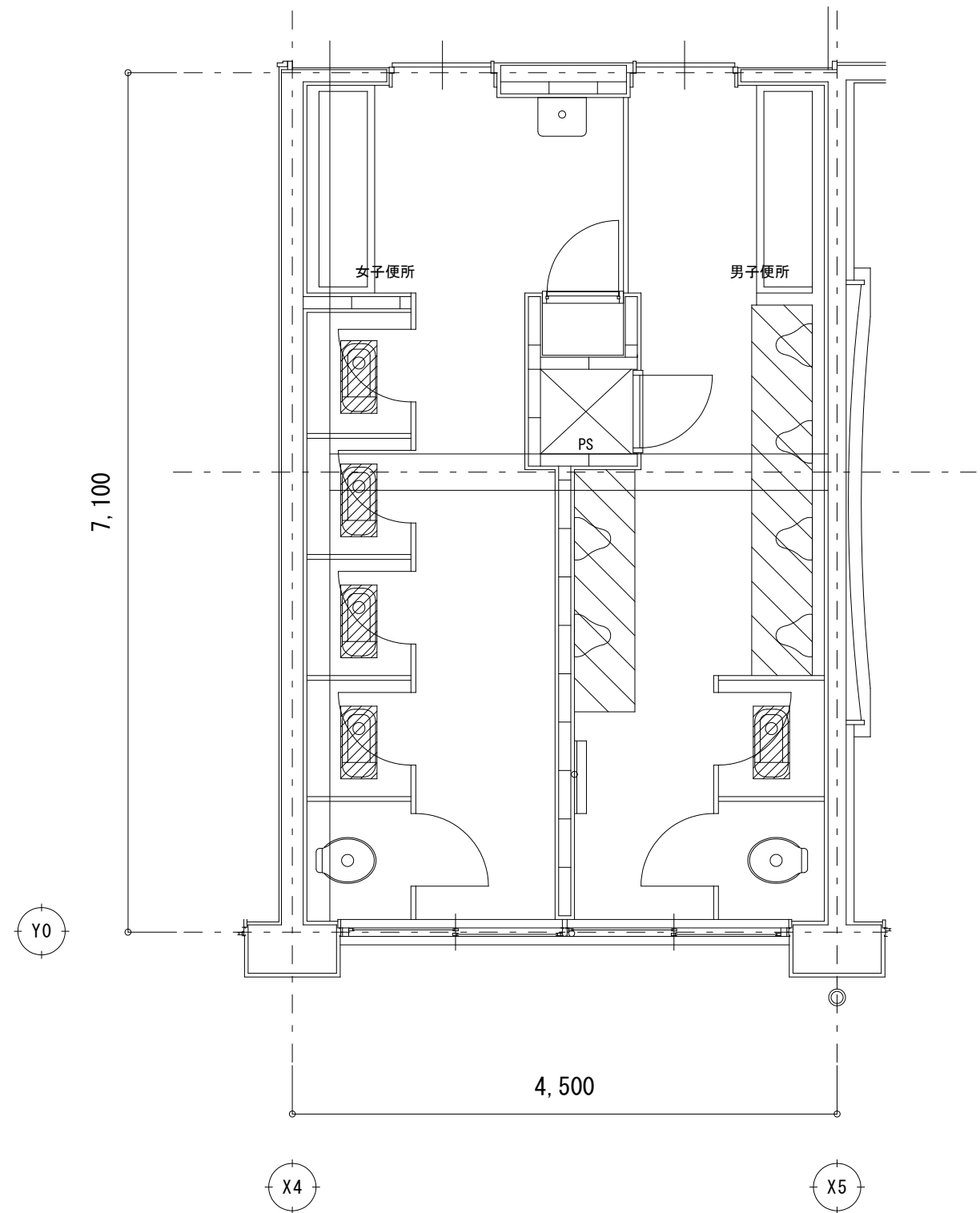
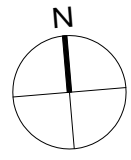
換気扇 機器表

記号	名称	備考
FE-1	ダクト用換気扇	天井埋込型 低騒音形 ｼﾞｯﾄﾞ接続口径150φ 換気風量500m3/h(40Pa)
	VD-23ZB13(三菱相当品)	その他付属品一式 1φ100V 定格消費電力82W

注記

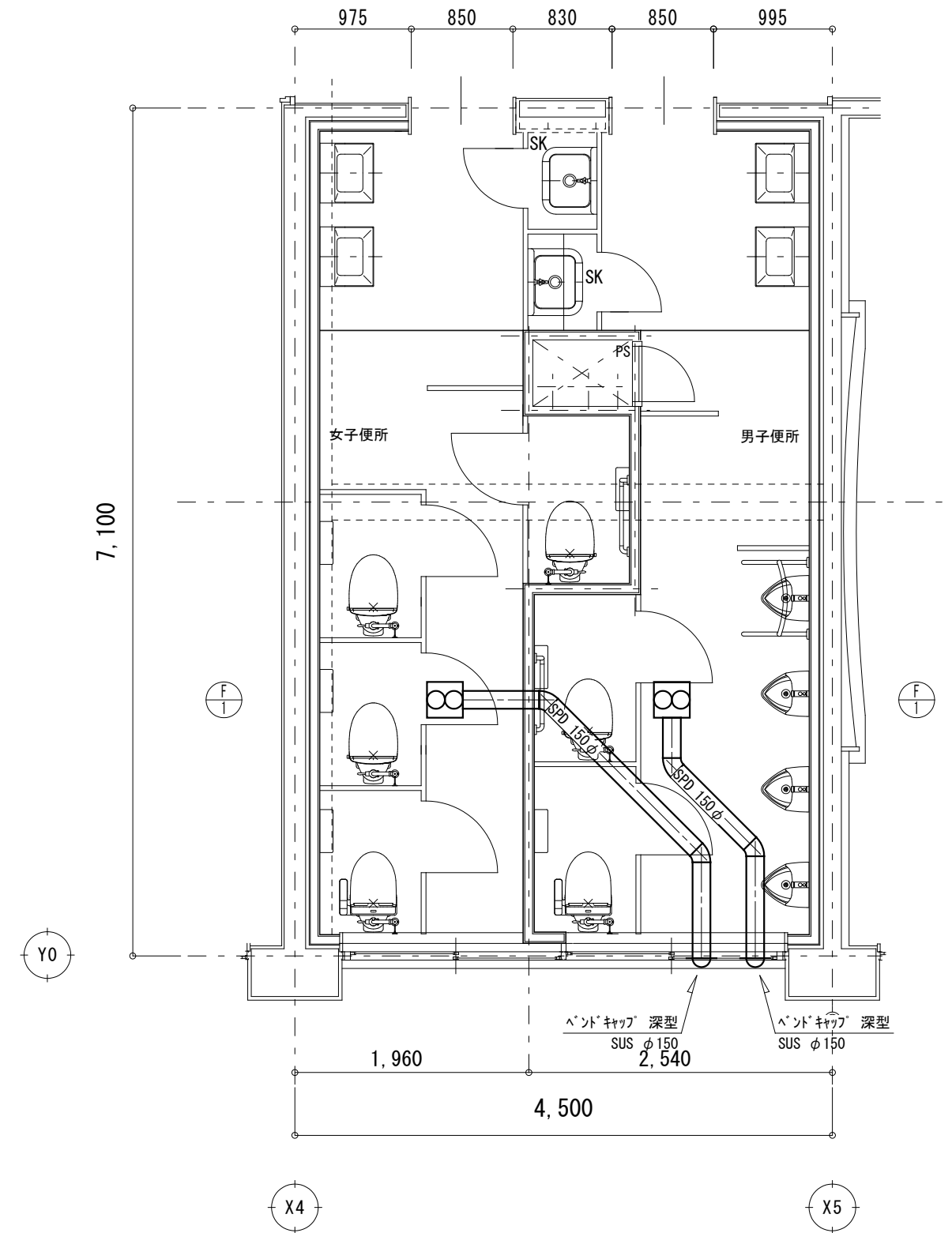
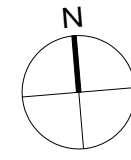
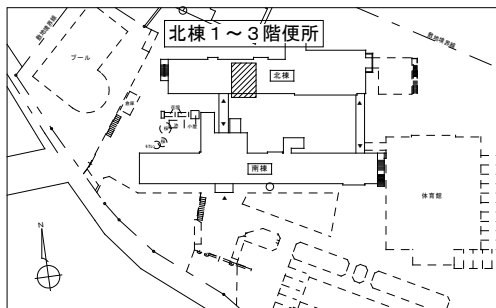
1. 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外を示す。
2. 特記なき器具・配管は新設を示す。
3. 7&8in' 材は建築工事、配線は電気工事とする。

訂正	株式会社歩デザイン 鳴門事務所	作成	承認	工事名称	鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事	設計No.	M-10 実施設計図
	一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬	発行		図面名称	空調工事 改修前後 1階便所平面詳細図	縮尺	



改修前 2階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

キーplan



改修後 2階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

換気扇 機器表

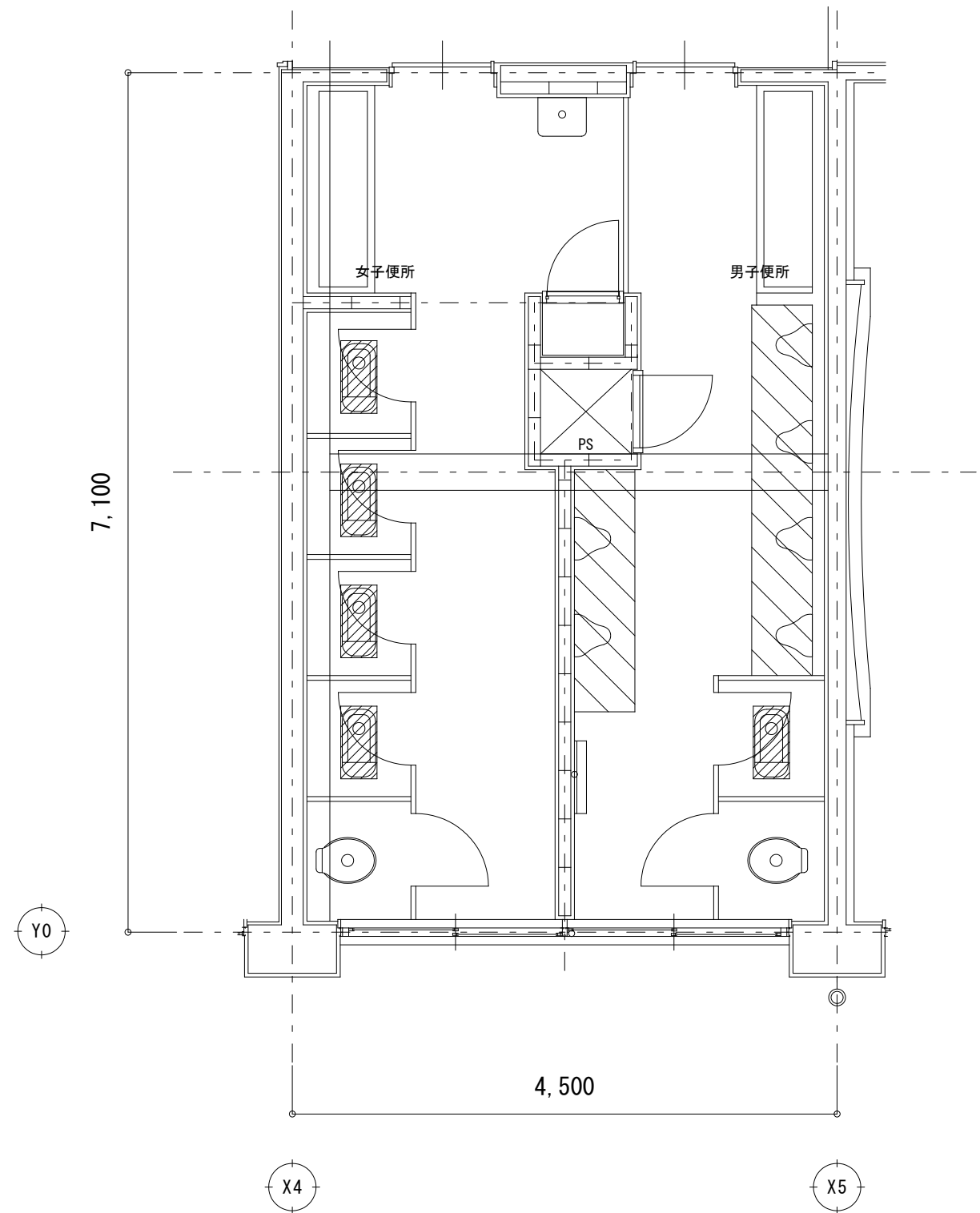
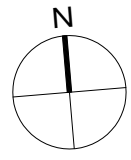
記号	名称	備考
FE-1	ダクト用換気扇	天井埋込型 低騒音形 外接続口径150φ 換気風量500m ³ /h(40Pa)
	VD-23ZB13(三菱相当品)	その他付属品一式 1φ100V 定格消費電力82W

注記

1. 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外を示す。
2. 特記なき器具・配管は新設を示す。
3. 7&8in' 材は建築工事、配線は電気工事とする。

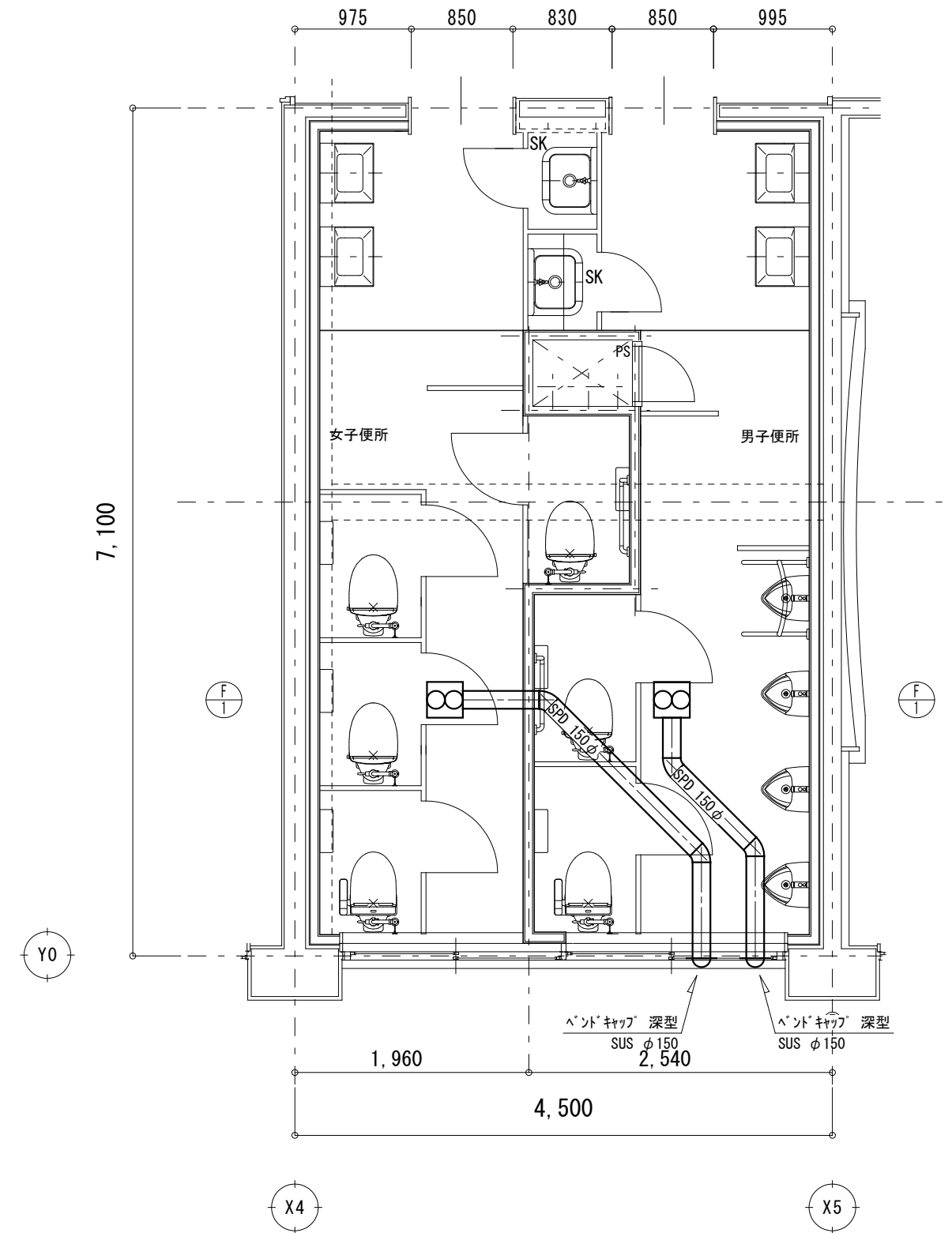
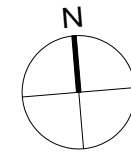
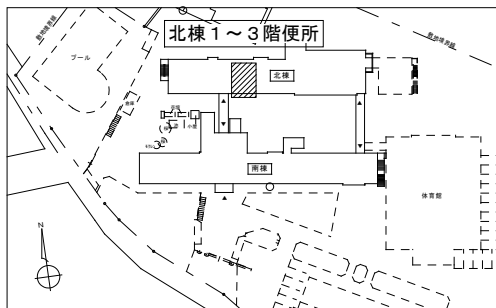
訂正									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬	作成 .	承認 .	工事名称 鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事	設計No.	M-11 実施設計図
	発行 .		図面名称 空調工事 改修前後 2階便所平面詳細図	縮尺 1:50	



改修前 3階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

キーplan



改修後 3階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

換気扇 機器表

記号	名称	備考
FE-1	ダクト用換気扇	天井埋込型 低騒音形 ｼﾞｯﾄﾞ接続口径150φ 換気風量500m ³ /h(40Pa)
	VD-23ZB13(三菱相当品)	その他付属品一式 1φ100V 定格消費電力82W

注記

1. 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外を示す。
2. 特記なき器具・配管は新設を示す。
3. 7&8inは建築工事、配線は電気工事とする。

訂正	株式会社歩デザイン 鳴門事務所	作成	承認	工事名称	鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち管工事	設計No.	M-12
	一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬	発行		図面名称	空調工事 改修前後 3階便所平面詳細図	縮尺	
						整理No.	実施設計図